

最判昭和 55 年 9 月 5 日民集 34 卷 5 号 667 頁

抵当権設定登記等抹消登記手続請求事件

昭和五五年（オ）第三七五号

同年九月五日最高裁第二小法廷判決

【上告人】 控訴人 被告 和田常弘 代理人 林千衛

【被上告人】 被控訴人 原告 洪順伊

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人林千衛の上告理由一について

原判決理由の説示に照らし、原判決に所論判断遺脱の違法があるとは認められない。論旨は、採用することができない。

同二について

偽造手形を振り出した者は、手形法八条の類推適用により手形上の責任を負うべきものであることは、当裁判所の判例とするところであるが（最高裁昭和四三年（オ）第九四二号同四九年六月二八日第二小法廷判決・民集二八卷五号六五五頁）、その趣旨は、善意の手形所持人を保護し、取引の安全に資するためにはほかならないものであるから、手形が偽造されたものであることを知つてこれを取得した所持人に対しては、手形法八条の規定を類推適用する余地なく、手形偽造者は、右所持人に対して手形上の責任を負わないものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、原審が適法に確定した事実によれば、被上告人は、李順道に無断でみずから同人の印章を押捺しあるいは他人をして押捺せしめて所論の約束手形を振出したものであるが、上告人は、被上告人が李順道に無断で右約束手形を振り出すことを知つてこれを取得したというのであるから、右事実関係のもとで、被上告人が上告人に対して右約束手形につき手形上の責任を負うべきいわれはないとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論引用の判例（最高裁昭和三二年（オ）第九二六号同三三年三月二〇日第一小法廷判決・民集一二卷四号五八三頁）は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、採用することができない。

同三について

本件記録に現われた訴訟の経過に照らせば、原審に所論審理不尽の違法はなく、論旨は、採用することができない。

同四について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 栗本一夫 裁判官 木下忠良 裁判官 塚本重頼 裁判官 塩野宜慶
裁判官 宮崎梧一)

上告代理人林千衛の上告理由

二、原判決には、左のとおり判例牴触（法令違背）があり、破毀を免れない。

1 貴第一小法廷三三年三月二〇日判決（集一二卷四号五八三頁）は、上告人が原審においても指摘した（五四年八月二九日附〔第二〕準備書面〔第一〇回期日陳述〕四、（ハ）＝四六三丁裏）ように、独立原則（手形法八条）が被裏書人悪意の場合にも適用されることを認めておるし、貴第二小法廷四九年六月二八日判決（集二八卷五号六五五頁）は、偽造手形を振出した者が同条の類推適用により、手形上の責任を負うべき旨を判示している。

2 ところが、原判決は、前述（一、2）のとおり、順道振出名義の各金額六二万円の手形二十数通が被上告人の意思に基くものなること（少くとも被上告人による偽造）を認めながら、同条による同人の手形責任を否定した（判決書一四丁裏＝四四〇丁裏）。

3 右判断は前掲二判例に牴触すること明らかであつて、もしこの二判例の趣旨に副い、被上告人の右手形責任が認められるとすれば（右手形の振出は本件各登記のあとだが）、信義則ないし衡平の原則からいつても、被上告人が「被担保債権」の不存在を抗弁とするのは許されない筋合いであつて、原判決のかかる判例牴触が判決に影響を及ぼすことは明らかであろう。

（その他の上告理由は省略する。）